第 150 号　令和６年（2024 年）６月

留萌家畜衛生だより

北海道留萌家畜保健衛生所
〒098－3217
天塩郡幌延町元町６番地の５
電　話：01632-5-1226
ＦＡＸ：01632-5-1165

1　サルモネラ症に注意！
2　高病原性鳥インフルエンザについて
3　豚熱・アフリカ豚熱について
4　口蹄疫について
5　令和６年度 家畜伝染病予防事業計画
6　監視伝染病の発生状況（留萌・全道）
7　市場上場牛等のヨーネ病検査について
8　死亡牛のＢＳＥ検査対象牛の変更
9　飼養衛生管理支援システムについて
10　病性検定使用料・手数料の改定について
11　着任のご挨拶
12　職員体制と連絡先

1　サルモネラ症に注意！

令和６年４月に管内２戸で牛のサルモネラ症が発生しました。

サルモネラ症（本症）は、主に *Salmonella enterica* subsp. *enterica* を原因とした細菌の感染症です。症状は、**発熱、下痢（腸炎）、敗血症、肺炎や関節炎、流産**などです。本症は、毎年８～10 月にかけて発生が多くみられますが、近年は年間を通して発生しています。

本症の発生・まん延防止のため、下記のサルモネラ症の防止対策を徹底してください。

【サルモネラ症の防止対策】

○　農場への侵入防止
- 農場出入り口では、消石灰等で車両消毒
- 牛舎ごとに長靴交換、または、踏込消毒槽による消毒
- 導入牛は、一定期間隔離し、健康観察
- 野生動物や野鳥の侵入防止

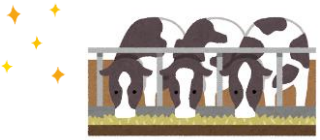

○　農場内での感染防止
- 餌槽・水槽・ハッチなどの洗浄、消毒の徹底
- 十分な初乳の給与で子牛の免疫を強化

○　異常牛の早期発見・隔離・治療
- 牛に異状が認められたら、牛群から隔離し、すぐに獣医師に連絡を！

2　高病原性鳥インフルエンザについて

（１）国内の発生状況

令和５年(2023 年)10 月から現在までに、家きん飼養農場において 10 県 11 事例発生が確認されており、約 85.6 万羽が殺処分の対象となっています。道内では、死亡野鳥等から本病ウイルスが確認される事例が続いており、今後も環境中に広く本病ウイルスが存在していることを念頭に厳重な警戒が必要です。

引き続き、飼養衛生管理を徹底し、飼養家きんに異状または死亡率の増加を認めた場合は、速やかに家畜保健衛生所にお知らせください。

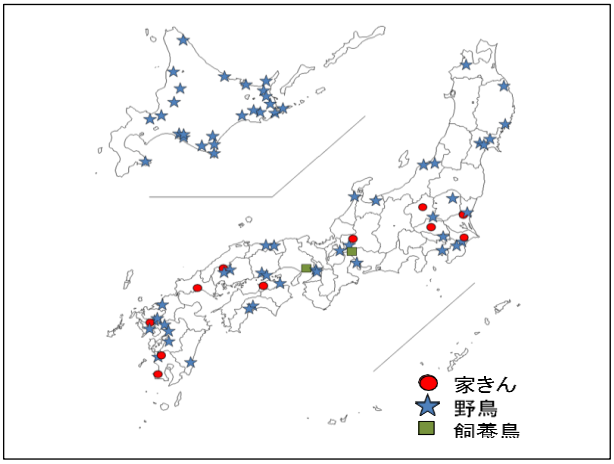

【高病原性鳥インフルエンザ発生予防のポイント】

（２）米国における乳牛の高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）ウイルス感染事例について

○ 米国において、乳牛の HPAI ウイルス感染事例が確認されています。
○ 初期の事例では野鳥のウイルスが乳牛に感染したと考えられていますが、搾乳作業を介して牛から他の牛へ感染し得ると考えられています。
○ 州間伝播は乳牛の個体移動によるもの、酪農場間伝播は搾乳作業に加えて、作業者、牛の運搬車なども可能性があるとされています。
○ 2003 年以降、米国から日本への生体牛の輸入は停止されており、乳牛を介して本病が日本に持ち込まれることはありません。
○ 日本において乳牛の感染を予防するため、農場においては、日頃から野生動物（糞などを含む）との接触防止など基本的な飼養衛生管理の徹底が重要です

参照：「米国の乳牛における高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）ウイルス感染について」
（2024 年６月 17 日　農林水産省消費・安全局動物衛生課）
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/attach/pdf/other_diseases-75.pdf

３　豚熱・アフリカ豚熱について

（１）豚熱

豚熱は、豚熱ウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。

平成 30 年(2018 年) ９月に岐阜県で発生が確認されて以降、野生いのししを介して感染地域が拡大し、これまでに国内で 92 事例（最終発生：令和６年(2024 年) ５月 28 日、岩手県）の発生が確認され、46 都府県で飼養豚への予防的ワクチン接種と野生いのししへの経口ワクチン散布が行われています。

本道では、豚熱の発生がなく、ワクチン接種も実施していません。本道の清浄性維持及び侵入防止を徹底するため、ワクチン接種地域から豚や精液等を導入することはできませんので、引き続き、注意をお願いします。

（２）アフリカ豚熱

アフリカ豚熱（ＡＳＦ）は、ＡＳＦウイルスが豚やいのししに感染する伝染病であり、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い疾病で、本病に有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合に畜産業に甚大な被害を及ぼします。ダニや、感染した動物と接触することで感染が拡大する他、本病のウイルスに汚染された十分に加熱されていない肉及び肉製品を豚が食べることによっても感染します。

平成 30 年（2018 年）８月、アジア地域で初めて中国でのＡＳＦ発生が確認されて以降、本病の感染が拡大し、令和５年(2023 年)12 月、韓国の釜山広域市では、日本との定期航路のある港や空港付近で野生いのししの感染が連続して確認されており、日本への本病ウイルスの侵入リスクが高まっています。

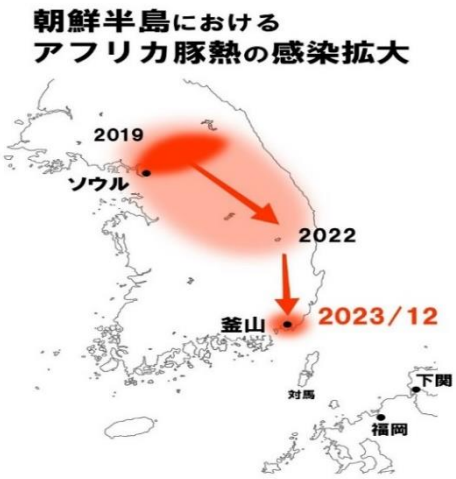

【アフリカ豚熱ウイルスの侵入を防ぐためのお願い】

４　口蹄疫について

口蹄疫は、偶蹄類家畜（牛・豚・めん羊・山羊など）や野生動物（鹿等）が感染し、伝播力が非常に強い悪性の伝染病です。

国内における口蹄疫の発生は、平成 22 年(2010 年)以降ありませんが、近隣諸国では継続的に発生が続いており、人の移動が活発になっていることから、国内への侵入のリスクは依然として高い状況です。発生（侵入）防止とまん延防止の観点から、今一度、関係者以外の立入制限や消毒体制の維持など飼養衛生管理基準の徹底や早期摘発のための監視の強化に万全を期してください。

５　令和６年度 家畜伝染病予防事業計画

令和６年度の家畜伝染病予防事業は以下のとおり実施予定です。
検査等の実施にあたり、生産者と関係機関の皆様の御協力をお願いします。

事業名	実施地域	検査対象	実施時期
牛のヨーネ病検査 飼養衛生管理基準の 遵守状況の確認	遠別町	肉用雌牛（24か月齢以上）	５月 終了
	羽幌町	乳用雌牛（24か月齢以上）	
	天塩町 （北地区）	乳用雌牛（24か月齢以上）	９～12月
蜜蜂の腐蛆病検査	管内全域	飼育されている全蜂群	８～９月
高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの定点モニタリング	天塩町	採卵鶏	毎月
ＢＳＥ検査	管内全域	死亡牛	通年
飼養衛生管理基準の 遵守状況の確認	管内全域	鶏	９～11月
		めん羊、山羊	通年
		豚	８～12月

６　監視伝染病の発生状況（留萌、全道）

区分	畜種	病名	留萌 令和6年5月末時点		北海道 令和6年4月末時点	
			戸数	頭羽数	戸数	頭羽数
法定伝染病	牛	ヨーネ病	2	6	115	303
	山羊		0	0	1	1
届出伝染病	牛	牛ウイルス性下痢	0	0	10	15
		牛ウイルス性下痢　（疑症）	0	0	1	1
		牛伝染性リンパ腫	8	12	106	246
		牛伝染性リンパ腫　（疑症）	0	0	1	1
		牛丘疹性口内炎	0	0	1	1
		破傷風　（疑症）	0	0	3	3
		サルモネラ症	2	2	18	67
		サルモネラ症　（疑症）	0	0	1	1
	馬	馬鼻肺炎	0	0	13	22
	豚	豚丹毒	0	0	3	5

７　市場上場牛等のヨーネ病検査について

- **検査手数料**：4,400円/頭
- **検査内容**：血液（血清）を用いたスクリーニング検査
  採血日において６か月齢以上の牛であることを必ず確認してください。
  陽性の場合：陽性牛の糞便を採材し、確定検査（遺伝子検査）を実施
- **必要書類**：① 病性検定診断申請書
  ② ヨーネ病抗体検査依頼書（採材年月日、採材獣医師名がわかる書類）
  ③ 検査個体が確認できる書類
  ④ ヨーネ病自主検査料補助金交付申請書※
  ⑤ ヨーネ病自主検査牛採材証明書※
  （※④及び⑤は、公益社団法人　北海道家畜畜産物衛生指導協会が行うヨーネ病自主検査料補助金交付事業を申請する場合に必要）
- **受付締切日**：

令和６年	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月
	７月２３日(火)	８月２０日(火)	９月２４日(火)	１０月２２日(火)	１１月２６日(火)	１２月２４日(火)
令和７年	１月	２月	３月			
	１月２８日(火)	２月２５日(火)	３月２５日(火)			

８　死亡牛のＢＳＥ検査対象牛の変更

令和６年度から死亡牛のＢＳＥ検査対象が変わりました

国内のＢＳＥ検査基準を定める省令等が改正され、本年４月１日からＢＳＥ検査の対象となる死亡牛の届出が一部変更されました。検査対象となる死亡牛について十分理解いただき、検査漏れがないよう適正な届出にご協力をお願いします。

１　新しいＢＳＥ検査対象牛

①全月齢で　②特定症状又は起立不能を呈し、一般的な理由（感染性、代謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の要因）で説明できないもの。

２　届出に旧様式の指示書を使用する場合

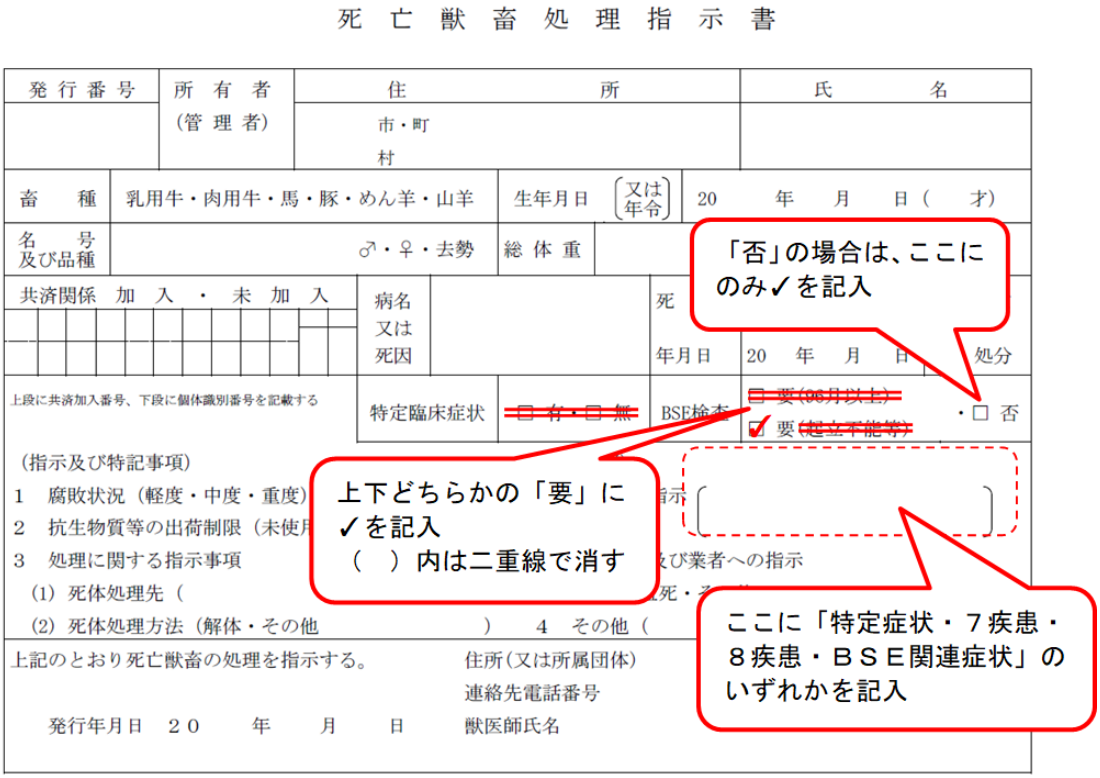

３　指示書誤記入の例

①検査「要」「否」いずれにもチェックなし

→　月齢・病名又は死因に関係なく、必ずチェックをお願いします

②検査「要」にチェックがあるが「特定症状・７疾患・８疾患・BSE 関連症状」の記入なし

→　必ず余白に該当した症状又は疾患を記入願います

③検査対象となる病名だが、検査「否」にチェック

→　臨床検査以外の検査（細菌・生化・病理・整形・毒性学的等）を行って確定診断された場合は大丈夫ですが、確定検査をされていなければ検査「要」にチェック願います

④検査対象となる病名ではないが、検査「要」にチェック

→　検査「要」と判断された、BSE を疑う症状や否定できない病名の併記をお願いします

９　飼養衛生管理支援システムについて

飼養衛生管理支援システムは、農林水産省が開発を進めている畜産生産現場の飼養衛生管理の向上により疾病の発生予防等を図ることを目的とし、飼養衛生管理に係る各種情報等を一元管理するデータベースシステムです。

令和７年２月の定期報告から、電子申請が可能になります。

令和７年２月からの定期報告等の手続き※について、電子申請が可能となります。

※　令和６年度から電子申請が可能となる手続き

- 令和７年２月～　**定期の報告**（全家畜の所有者）のほか
- 令和６年10月～　**家きんの自己点検**（家きんの所有者）
- 令和７年５月～　**豚等の自己点検**　（豚等の所有者）

- **電子申請は必須ではありません。**
- **従前の形態での報告方法は継続されます。**
- **電子申請システムの具体的な内容については、令和６年５月～９月に農林水産省が生産者向けの説明会（web配信有り）を行います。**

“電子申請を行う場合は”、**eMAFF IDの取得**が必要となります。

【eMAFF ID取得の流れは　は右のQRコードへ】

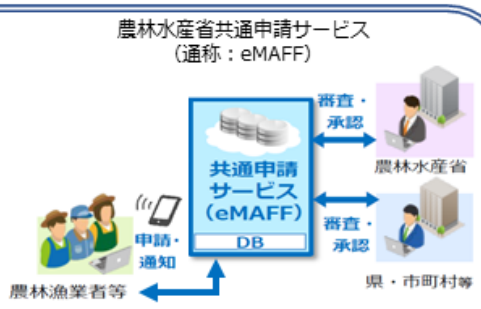

eMAFFに関するお問合せ先 →　https://e.maff.go.jp/Inquiry

システムに関するお問合せ先 →　令和６年４月以降、農林水産省に専用のコールセンターが設置されます。

10　病性検定使用料・手数料の改定について

令和６年４月１日から病性検定使用料・手数料が変更になりました。
申請される場合には、ご注意願います。

手数料の改正があった単価（R6.4.1～）

項目	旧	新	備考（例）
病理解剖検査	4,580	5,950	死亡牛の剖検所見
鏡検	770	780	・白血球百分比、白血球数の計数（牛伝染性リンパ腫（ＢＬＶ）） ・赤血球内の原虫の確認（小型ピロプラズマ症） ・寄生虫卵、コクシジウムの検査
一般培養	1,120	1,330	サルモネラの健康検査、 対策農場の同居牛・環境検査
特殊培養	3,380	3,400	細菌の培養検査（サルモネラの血清型別、薬剤感受性試験等）
一般血清反応検査	780	820	抗体検査（オーエスキー病）
特殊血清反応検査	3,070	3,220	抗体検査（ＢＬＶ、馬パラチフス等）
病理組織学的検査	2,520	2,950	
一般理化学的検査	1,300	1,400	Ht値の測定
特殊理化学的検査	3,160	3,160	・遺伝子検査（ＢＬＶ、牛ウイルス性下痢ウイルス（ＢＶＤＶ)等） ・抗原ＥＬＩＳＡ（ＢＶＤＶ等） ・イムノクロマト法（ロタウイルス、クリプトスポリジウム等）
特殊遺伝子学的検査	5,950	6,680	ヨーネ病リアルタイムＰＣＲ法
解剖を含む総合病性検定	8,520	10,980	
解剖を含まない総合病性検定	7,430	7,670	
特殊血清・遺伝子学的検査	4,010	4,400	ヨーネ病自主検査
特殊遺伝子･遺伝子学的検査 ※新設		7,340	ヨーネ病検査でスクリーニング検査としてリアルタイムＰＣＲ法を使用するものが対象
証明書	500	500	
特別診断：100km未満	5,670	5,790	
特別診断：100km以上	11,340	11,590	
焼却	24,550	29,460	
器具機械使用料	860	1,040	
保冷保管庫使用料	600	1,780	

11　着任のご挨拶

所長　　小川　英仁（オガワ　ヒデヒト）

４月１日付けで留萌家畜保健衛生所長として着任しました小川です。留萌管内の勤務は初で、前任地の釧路とは違う海の色や夕映えの利尻富士に英気をいただいております。

着任早々に、管内では２年ぶりに牛のサルモネラ症が発生し、地域の関係機関・団体の方々と連携し、対策を進めているところです。限られた人員で昨今の厳しい酪農・畜産情勢の対応にご尽力されている中、感謝申し上げます。

今後も家畜衛生及び防疫に関する地域の課題や要望に、地域の一員として取り組みたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

12　職員体制と連絡先

令和６年度の職員体制

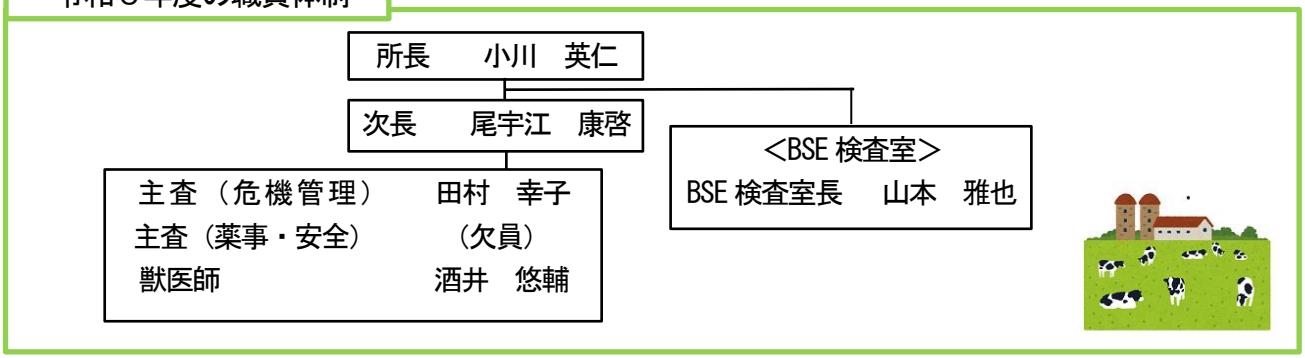

【　連絡先　】

北海道留萌家畜保健衛生所	TEL (01632) 5-1226　FAX (01632) 5-1165
北海道留萌家畜保健衛生所ＢＳＥ検査室	TEL (01632) 9-3515　FAX (01632) 9-3711

夜間や休日など当所閉庁日における緊急時については、当所庁舎（01632-5-1226）に連絡いただければ、所定の呼び出し回数ののち、留萌振興局機械警備部所を経由し、当所職員へ転送されます。